「小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(原案の概要)」に対して提出され た意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数 2人 2 意見等の件数 2件 0件

3 上記2のうち計画等の案を修正した件数

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	常に被災者の状況を把握し、臨機応変に貸付金利、連帯保証人なしの方への配慮、償還方法等をその都度変更できる仕組みがあっても良いのではないか。	ご意見につきましては、災害援護資金の貸付けを適正に運用していく中で、参考とさせていただきたいと考えます。
2	市民にパブリックコメントを求めるには情報が少ない。	今回の条例の改正の中で、災害援護資金の貸付けに係る主な改正点を掲載したものです。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきたいと考えます。